

【 応急手当普及推進員の皆様へ「お知らせ」 】

応急手当の必要性をご理解頂き、応急手当普及推進員としてのご協力に心より感謝いたします。

さて、下記について、お知らせいたしますのでご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法について(指針)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、厚生労働省から「救急蘇生法の指針 2015(市民用)」の追補が示されました。

つきましては、下記の「新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法について(指針)」の内容についてご参照のうえ、心肺蘇生法に関する講習等を実施される際には、当該追補の内容を反映いただきますようお願いいたします。

◆新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法について(指針)◆

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000632828.pdf>

2 応急手当普及推進員認定証の有効期限の延長(猶予)について

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため応急手当普及推進員再講習を中止としていることから、応急手当普及推進員の有効期限の経過(満了日)については、中止となった講習が再開された日から、1年が経過するまでの間、延長(猶予)する取扱いといたします。